第八条の三　法第十五条の二第三項に規定する外務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一・二　〔略〕

2　法第十五条の二第三項に規定する外務省令で定める期間は、一年を限度とする。

（必要経費の費目及び算定）

第九条　法第十五条第二項第一号イに規定する費目に係る経費は、入学料、授業料その他年少子女が外国の学校等で学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費、同項に規定する小学校又は中学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設（以下この項において「小学校等教育施設」という。）における教科書、外務大臣が指定した学校における英語教育に係る補習授業（以下「ＥＳＬ等」という。）及び外務大臣が指定した学校におけるスクールバス利用の対価として納付する経費とし、小学校等教育施設以外の教育施設における教科書、教材、衣食住及び通学のための輸送手段利用（外務大臣が指定した学校におけるスクールバスの利用を除く。）の対価として納付する経費並びに課外活動（ＥＳＬ等を除く。）、父兄会の費用等学校教育を受けるための附随的経費を含まないものとする。

2　前項に定める経費につき法第十五条第二項第一号イ及び同条第三項第一号に規定する標準的であると認定する額又は同条第二項第一号ロ及び同条第五項に規定する必要経費の額を算定するときは、次の各号に定めるところによる。ただし、法第十五条の二第三項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでなく、また、第二号に定める入学料等入学時に一括して支払う経費（以下この項において「入学料等」という。）については、法第十五条第二項第一号ロ及び同条第五項の規定が適用される子女教育手当の支給を受ける在外職員が納付した入学料等の額を超えて必要経費に算入することはできない。

一・二　〔略〕

（手当の月額の換算率）

第十一条　法第十五条各項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

1　〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

2・3　〔略〕

備考　表中の〔　〕の記載及び全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

第八条の三　法第十五条の三第三項に規定する外務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一・二　〔略〕

2　法第十五条の三第三項に規定する外務省令で定める期間は、一年を限度とする。

（必要経費の費目及び算定）

第九条　法第十五条の二第二項第一号イに規定する費目に係る経費は、入学料、授業料その他年少子女が外国の学校等で学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費、同項に規定する小学校又は中学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設（以下この項において「小学校等教育施設」という。）における教科書、外務大臣が指定した学校における英語教育に係る補習授業（以下「ＥＳＬ等」という。）及び外務大臣が指定した学校におけるスクールバス利用の対価として納付する経費とし、小学校等教育施設以外の教育施設における教科書、教材、衣食住及び通学のための輸送手段利用（外務大臣が指定した学校におけるスクールバスの利用を除く。）の対価として納付する経費並びに課外活動（ＥＳＬ等を除く。）、父兄会の費用等学校教育を受けるための附随的経費を含まないものとする。

2　前項に定める経費につき法第十五条の二第二項第一号イ及び同条第三項第一号に規定する標準的であると認定する額又は同条第二項第一号ロ及び同条第五項に規定する必要経費の額を算定するときは、次の各号に定めるところによる。ただし、法第十五条の三第三項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでなく、また、第二号に定める入学料等入学時に一括して支払う経費（以下この項において「入学料等」という。）については、法第十五条の二第二項第一号ロ及び同条第五項の規定が適用される子女教育手当の支給を受ける在外職員が納付した入学料等の額を超えて必要経費に算入することはできない。

一・二　〔略〕

（手当の月額の換算率）

第十一条　法第十五条の二各項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

1　〔略〕

2　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律第六条第五項、第十五条の二及び第十五条の三の改正規定施行の日（以下「法律施行の日」という。）に帰国中の年少子女については、当該年少子女が在外職員の在勤地又は在勤地及び本邦以外の地を出発した日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合は、当該年少子女を有する在外職員に対し、昭和四十八年七月一日から子女教育手当を支給する。

3　法律施行の日に在外職員の在勤地又は在勤地及び本邦以外の地にある年少子女が帰国する場合で、当該年少子女が在外職員の在勤地又は在勤地及び本邦以外の地に到着した日から帰国のためその地を出発する日までの期間が六十日をこえる場合は、当該年少子女を有する在外職員に対し、昭和四十八年七月一日から当該年少子女がその地を出発する日の前日まで、子女教育手当を支給する。

4・5　〔略〕